

交野ブランド「カタノのチカラ」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野の自然環境や歴史文化等の地域資源を生かし、交野産にこだわった魅力ある商品を認定する“交野ブランド「カタノのチカラ」”(以下「交野ブランド」という。)について必要な事項を定め、交野ブランドとして全国に発信・供給することにより、交野のまちのイメージを高めるとともに、地域産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 交野ブランドの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)からの申請に基づき、第3条に規定する基準に適合したものをいう。
- (2) 商品 交野市内において、生産・製造・加工または販売される商品をいう。

(認定基準)

第3条 交野ブランドとして認定する基準は、別に定める。

(認定の対象)

第4条 交野ブランドの認定の対象となる商品は、次の各号とおりとする。

- (1) 食品(加工食品、菓子、酒類、飲料、調理加工品)
- (2) 農産物
- (3) 製品

(認定申請)

第5条 申請者は、交野ブランド「カタノのチカラ」認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の審査等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交野市産業振興基本条例第7条に規定する交野市産業振興対策審議会(以下「審議会」という。)に対し、審査の付託を行うものとする。

- 2 審議会は、市長から付託を受けた内容について審議し、認定の適否を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、交野市産業振興基本計画に基づき設置された交野市産業振興基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)が、予め実施する事前調査・検証結果を参考に審議を行うものとする。
- 4 推進会議は、申請者に対し、事前調査・検証に必要な商品の提供を求めることができるものとし、提供された商品については、原則、返却しないものとする。

5 推進会議は、事前調査・検証に必要な有識者等の意見を求めることができるものとする。

(認定の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による審議会からの答申を尊重し、認定が適当と認めるものについては、認定を決定するとともに、当該申請者に対して交野ブランド「カタノのチカラ」認定証(様式第2号)を交付し、認定が適当と認めないものについては、当該申請者に対し、交野ブランド「カタノのチカラ」認定不適合通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(認定の表示)

第8条 前条の規定により認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定を受けた商品(以下「認定品」という。)の包装、容器、案内物等に交野ブランド認定マークを表示することができる。

2 交野ブランド認定マークの表示に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(実績報告等)

第9条 認定者は、認定後1年ごとに、交野ブランド「カタノのチカラ」認定報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、認定者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年とする。

(市の支援等)

第11条 市長は、認定品の情報を積極的に発信し、認定品の周知に努めるものとする。

(遵守事項)

第12条 認定者は、この要綱の規定を遵守するとともに、認定品の原材料、製法、品質、デザイン等を維持するよう努めなければならない。

2 認定者は、認定品の生産等を通じて、交野ブランドの普及及び啓発に努めなければならない。

3 認定者は、認定品に関する事故等が発生したときは、速やかに市長に報告するとともに、自らの責任において必要な措置を講ずるものとする。

(認定事項の変更等)

第13条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに交野ブランド「カタノのチカラ」認定内容等変更届(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(1) 交野ブランド認定申請書の記載事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じたとき

(2) 認定品の生産等を中止し、又は廃止したとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、認定事項に変更が生じたとき

(認定の取消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交野ブランドの認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき
- (3) この要綱の規定を遵守しなかったとき
- (4) 認定品の生産若しくは製造を廃止し、又は1年以上中止したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交野ブランドの認定を継続しておくことが適当でないと市長が認めるとき

2 市長は、前項の取消を行ったときは、交野ブランド「カタノのチカラ」取消通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

3 前項の規定により認定を取り消された認定者は、第8条第1項に規定する認定の表示を直ちに中止するとともに、第7条第1項の規定により交付を受けた認定証を速やかに市長に返還しなければならない。

4 同条第1項の規定により、認定を取り消された認定者は、その取消の日から1年を経過しなければ、新たな認定の申請はできないものとする。

（認定の辞退）

第15条 認定者は、交野ブランドの認定を辞退しようとするときは、交野ブランド「カタノのチカラ」認定辞退届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定を辞退した認定者は、第8条第1項に規定する認定の表示を直ちに中止するとともに、第7条第1項の規定により交付を受けた認定証を速やかに市長に返還しなければならない。

（損害賠償）

第16条 市長は、交野ブランドの認定により、認定者の事業に生じた損害については、その賠償の責めを負わない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。